

6次産業化支援

6次産業化とは

農業は1次産業に留まるのではなく、2次産業（加工・製造）や3次産業（流通・販売）にまで踏み込むことで農村に新たな付加価値を製造し、所得を増やし、新たな雇用機会や就業の場を作り出す活動。

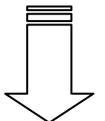
対象となる方

◇農林漁業者（個人・法人）または、農林業業者の組織する団体



認定要件

- ・次の事業のいずれかを行うものであること。
- ◇自らの農林水産物を原材料とした新製品の開発・生産・需要開拓
- ◇自らの農林水産物を原材料とした、新たな販売方式の導入。または方式の改善。
- ◇上記を行うために必要な生産方式の改善
- ・次の指標が全て満たされること。
- ◇対象商品の指標が、農林水産物及び新商品の売上が5年間で5%以上増加すること。
- ◇事業主体の指標が、事業開始から終了までに所得が向上し、終了年度は黒字になること。
- ・計画期間は5年以内であること



6次産業化の認定を受けた場合の支援内容

- ・資金援助
- ◇新商品販売、販路開拓に対する補助（6次産業総合推進事業） 補助率: 2/3
- ◇農業法人が新たに加工・販売等に取り組む場合の施設整備補助 補助率: 1/2等
- ◇そのほか、無利子融資資金の償還期限・措置期間延長・無利子融資資金・短期運転資金の貸付
食品の加工・販売に関する資金への債務保証



〈お問合せ先〉

奈良6次産業化サポートセンター（奈良県中小企業団体中央会連携支援チーム）

住所 奈良市登大路町 38-1

電話：050-5541-7171